

本交渉議事

日 時：令和 6 年 12 月 25 日（水）午前 9 時 45 分～10 時 5 分

場 所：上本町共通会議室 1

案 件：時間外労働及び休日労働について

参加者：局 側：総務部長 他 5 名

組合側：委員長 他 7 名

内 容：

（局）

それでは、ただ今より、時間外労働及び休日労働についての交渉を始める。

協定書の提案に先立って、未払い残業の問題に関する最終報告に向けた時点報告と再発防止に向けた取り組み状況について、現状報告をさせていただく。

令和 5 年・6 年度に確認された未払い残業については、前回の 36 交渉でも申し上げたとおり、現在、最終報告に向け、令和 6 年度 5 月に確認された水質管理研究センターの未払い残業を踏まえた整理を行っているところであり、今しばらくお時間をいただきたいと考えている。なお、この間、水質管理研究センターにおける発生原因や、令和 5 年度に発生した一連の未払い残業の発生原因を踏まえ、再発防止に向け意識改革、適切な労働時間管理に取り組んでいるところである。

（組合）

只今、当局から未払い残業に関する時点報告があった。未払い残業が令和 5 年に確認されて以降、管理職員に労働時間管理の重要性を認識させるとともに、労務管理研修等により職員の認識を正す旨、これまで交渉の場でも説明があったが、前回の交渉で報告されたように、新たな未払い残業が発覚する状況をみると、当局として、未払い残業を絶対に発生させないよう強い意志を持って取り組んでいるとは到底思えない。また、未払い残業が確認されて以降の経過をみても、局内で再発防止策を含む最終的な報告がなされるのか不信感を抱いてしまう。当局には、再度、職員の意識の改善、そして、これまで以上に適正な労働時間管理が必要である事を肝に銘じていただき、二度と発生させないためにも十分な原因分析と効果ある再発防止策の実施を求めておく。

（局）

当局としても、未払い残業が複数の所属で確認されたことについては看過できない重大な事象であると認識している。二度と発生させないためにも、発生原因を明確にした上で有効な再発防止に取り組んでまいらる。

それでは、時間外労働及び休日労働についての交渉に関する提案をさせていただく。協定期間については、1 月 1 日から 3 月 31 日までの 3 か月間とさせていただく。なお、

新たに締結する 36 協定及び変更点等については、事前に本部書記長あてに写しを情報提供している。また、今回の 1 月 1 日から 3 月 31 日までの協定書と 1 月分との相違点については、全ての所属において情報提供を終えている。

それでは、36 協定を提示させていただく。

< 協定書手渡し >

(局)

それでは、協定書の主な変更点について説明させていただく。

総務課、企画課、北部方面及び南部方面営業担当においては、10 月から 12 月度において区民祭りが集中していたことを考慮し、労働者数及び休日労働日数を増加させていたものについて、従来の労働者数及び休日労働日数に変更している。東部水道センターにおいては、維持グループ、配水管工事及び庶務グループにおいて、淀川マラソンに係る対応として要請人数を踏まえ 1 名増加させる修正を行っている。なお、人事異動による職員の増減、退職や臨時的任用職員の採用等に伴う労働者数の修正、単なる記載ミス、様式の体裁を整える等の変更については、説明を省略しているので、よろしくお願いいたします。

協定書の変更点については、以上説明したとおりである。それでは 36 協定について、労働組合のご意見を伺いたい。

< 協 議 >

(組合)

協定書及び変更内容については、事前に情報提供をいただいております、内容について特段意見はない。しかし、時間外労働に関連して何点か意見・確認させていただく。

まず、令和 6 年 12 月より運用開始となっている検査業務の見直しについて意見させていただく。検査業務の見直しについては、2024 年度の定期大会において組合員より意見があり、内容について事前に本庁ブロックあて情報提供を行うよう要請し、11 月 25 日に本庁ブロックあて情報提供が行われた。しかし、情報提供の場においては、ブロック及び分会からの質問に対し、一部当局から明確に回答がないなど不誠実な対応を受け、また、11 月 28 日に情報提供の場において回答がなかった質問に対し回答があったものの、12 月に入ってから回答があった内容から運用が変更されたことを考えると労働組合を軽視していると言わざるを得ない。また、対応の決定及び周知が遅いことで、各所属職員にも多大な負担と混乱を招くこととなっている。このような状況について、まず、局の認識を伺いたい。

(局)

検査業務の見直しについては、令和5年度の行政委員会監査において、検査要領第4条に規定する管財課長が各課長等に委託した検査について、受託担当課長等が検査を実施すべきところ、係員が検査を実施していたこと、また、総括検査員である管財課長が検査調書を作成すべきところ、検査を実施した係員が作成していたことについて、検査を担当する職員に対し研修を実施し検査要領の重要性を理解させ、定められた職階による適正な検査を実施するとともに、検査要領に沿って検査調書を作成すること、との指摘を受けたことが発端である。

当該指摘を受け、令和5年度において、受託担当課長等に委託された検査の検査調書の作成に当たっては、財務会計システムによる検査調書の決裁ルートに総括検査員である管財課長を加え、同課長を決裁権者とするとともに、検査調書の作成名義を管財課長とするという、検査要領の規定に則った事務処理手順を局内に周知した。併せて、今回の指摘を機に、総括検査員である管財課長からの委託を受けて受託担当課長等が実施した検査の検査調書を総括検査員である管財課長が作成することとしている検査要領の規定自体についても、適正で効率的な検査事務の執行の観点からその意義・必要性を改めて検討し、必要に応じて見直すこととして回答している。

これらを踏まえ、管財課が令和5年度から検査業務の抜本的見直しを行っており、令和6年度から土木施設課技術監理担当や設備課など関係所属との協議も行いながら検討を進めてきた。検査業務にかかる関係規定の整理については、当初は、令和5年度中の整理を想定していたが、調整が難航するなど、順次対応期日を延期しながら調整を進め、結果11月中下旬までかかることとなった。また、規定整備と並行して、影響の大きい所属である検査専門部署である土木施設課技術監理担当及び設備課に対し説明や意見交換も実施してきた。

結果として、12月1日からの検査業務の見直しにあたり、局内周知が11月25日となり、また、各所属への検査業務の見直し内容の説明会を12月2日に実施したことについては、業務の見直し日までの周知が遅かったと考えており、各所属において十分な準備期間を確保した上で見直し内容に関する周知、説明をすべきであった。ただし、本見直し内容については、行政委員会からの監査指摘を踏まえたもので、特に土木及び建築・電気・機械設備等工事については、検査の品質向上と検査担当の役割の明確化には、技術監理担当課長、設備課長がそれぞれ検査専門部署の責任者として検査を実施する必要があるとの考え方に基づいて実施しているものであり、必要かつ適正な見直しであったことはご理解いただきたい。

(組合)

令和5年度に監査指摘を受けて、関係所属との協議を行いながら検討を進め、業務の見直し実施日が令和6年の12月1日にもかかわらず、規定の整理に11月中下旬まで

時間を要し、実務者への説明会を業務の見直し実施日を過ぎてから開催したとのことであるが、あまりにも拙速な対応である。検査業務は局内の全所属にかかわる内容であることから、十分な準備期間を確保した上で丁寧な説明が必要であったと考え、今回の一連の経過は不十分な対応としか言いようがなく、職場を混乱させたのは遺憾に思う。

まず、監査指摘された部分の改定を行い、その後に、当局として指摘されていない部分にも規定上不具合があると感じたなら、もっと十分な時間をかけて、各所属への情報共有とともに協議をしながら、改定していくべきではなかったか、そうすれば、ここまで各所属での混乱はなかったのではないか。今回の見直しについては、本庁ブロック以外からも労働組合にいくつか意見が寄せられおり、職員への影響を考慮し、職場が混乱しないよう十分な説明をお願いしたい。

(局)

検査業務の見直しについては、令和5年度から管財課内で議論が開始されており、土木施設課技術監理担当及び設備課とは令和6年6月頃から調整を行っていたことから、当初の予定であった令和6年10月に間に合う予定であったが、その見込みが甘く、所属への周知を含め、必要な調整が遅れたところである。12月2日に開催した説明会及び当該説明会以降も所属から管財課に質問等が投げかけられており、それらに対しては順次回答しているところである。

今後はこのようなことがないように、スケジュール感をもって取り組んでまいりたい。

(組合)

検査は局内全般に影響するものであり、月末から月初めは部分払いなどで、すぐに対応が必要となり、どの職場も混乱したと聞いている。また、課によっては、独自にマニュアル作成をしているところもあると聞いているが、今回の見直しへの対応のために業務が繁忙になり、当該業務を理由に超過勤務が発生しているのかどうか聞かせていただきたい。

(局)

12月1日から23日までの間における事務技術係員及び管理職員の時間外勤務の状況について比較した結果、全体としては約20%、時間にして約820時間の削減となっている。一方、経理課、土木施設課技術監理担当、設備課、柴島浄水場、庭窪浄水場、においては、若干ではあるが時間外勤務が増加している。

今回の検査業務の見直しに係る影響所属としては、管財課においては約15%の減となっているものの、技術監理担当においては50%、設備課においては約25%の増となっている。ただし、今回の検査業務の見直しに関する内容での時間外勤務の増加は、管財課では一定あるものの、技術監理担当及び設備課での影響は数時間程度である。

(組合)

12月については大きな影響はないものの、繁忙期である3月については、今回の検査業務の見直しに伴い、検査専門部署では例年に比べて業務が増加するものと思われる。昨年度も技術監理担当については、3月下旬にかけて検査業務が集中することが見込まれていることから、月の上限を変更する特別条項を締結するなどしてきたが、今年度については、そのようなことは無いという理解でよいのか。

(局)

昨年度においては、発注量の増加に伴う検査件数の増加した一方で対応日数が例年より少ない状況であったことを踏まえ、特別条項付きの協定の締結を提案したところである。発注件数については、令和5年度より増加傾向にあり、その傾向については把握できているため、技術監理担当内での応援体制の構築に取り組むなど必要な措置を実施している。そのため、特別条項の締結については現時点では想定していないが、業務及び時間外勤務の状況を考慮し、判断してまいりたい。

(組合)

毎年、繁忙時期については、特別条項を締結すればいいという考え方を、もし持っているならやめていただきたい。特別条項ありきではなく、業務に見合った人員体制を構築していただきたいと考えている。また、対応として応援体制や業務の平準化と言われているが、本当に一部の職員に負担をかけていることになっていないのかも含めて、当局としては、労働時間管理、労務管理を徹底して行っていただきたい。

今回の検査業務の見直しについて、今後は、新たに規定の内容や業務のあり方が変更されることは無いという認識でよいのか、また、今回の検査業務の見直しについては、各所属からの問い合わせもまだ多くあるかと思われるが、しっかり説明をしていただき、時間外労働の情報提供については、組合に適宜行うよう求めておく。

(局)

繁忙時期の対応については、初めから特別条項ありきの対応は考えておらず、特定の職員に負荷が大きく偏らないよう、業務の効率化や応援体制の構築などで対応していきたいと考える。また、現時点においては、検査業務の見直しについて新たな業務の発生やさらなる見直しは考えていない。検査業務の見直しに関する各所属からの問い合わせについては、説明会終了後にも複数質問が寄せられているため、管財課において丁寧に対応してまいりたい。

(組合)

続いて、年次有給休暇の時季指定の状況について伺いたい。

(局)

令和6年12月に時季指定を行った4月1日が年休付与日となる職員は3名で、同月に行った時季指定予告の対象となった職員は322名となっている。昨年度と比較すると、令和5年度においては、12月に時季指定を行った職員が6名、時季指定予告を行った職員が264名であったことを考慮すると、時季指定となる職員は減少したものの、時季指定予告の対象である令和6年6月休暇付与者においては、少し増えている状況にある。時季指定予告者が、2月の時季指定において対象とならないよう、引き続き休暇取得促進に取り組む。

(組合)

年次有給休暇の時季指定予告対象者が昨年度と比較して増加しているとのことであるが、職場風土として、休暇が取得しづらい環境となっているのではないか。

未払い残業にも関係するが、職場風土の改善については、どういったことに取り組んでいるのか。

(局)

令和5年度末に令和6年度 of 取り組み目標を掲げるなど、所属単位で職場風土の改善に取り組んでいる。当該目標については、毎年振り返りを行い、ブラッシュアップを図りながら、風通しの良い職場風土づくりに取り組んでいきたい。

(組合)

最後に、今回の36協定の変更点でも記載があったが、近年、期中の退職が目立っていると感じている。期中に退職となった場合、当該所属においては、欠員を抱えることとなり、残る職員の負担が増加していると考えているが、そういった場合の対応について、局としてどのように取り組んでいるのか。

(局)

今年度においては、4月から12月までの間で、本務職員が10人以上退職している状況にある。本務職員が退職した場合においては、所属から要望のあった場合には、臨時的任用職員を採用するなどにより対応しているところである。

一方、技能職員については、期中の措置は実施しておらず、時限的に欠員を抱える状況にあり、翌年度の効率化の中で、退職者数見合いの業務を委託化するなどに対応しているところである。

(組合)

臨時的任用職員を採用しているとのことであるが、その臨時的任用職員に教える作業等でも業務が発生していると思うので、そういったことも考慮して必要な措置を実施されたい。私からは以上です。

(組合)

それでは、今回の協定書について全体の締結を確認する。

(局)

1月から3月の36協定について、ご了解いただき、お礼申し上げます。それでは、所定の事務手続きを行った後、労働基準監督署へ届け出たいと考えているので、よろしくお願いする。冒頭、職員課長より説明申し上げたが、現在最終報告をとりまとめている未払い残業の問題については、局全体の状況が整理でき次第、改めて説明させていただく。

(局)

本日の交渉はこれで終了する。